

平成26年8月20日  
総務省四国行政評価支局  
(局長：安原英樹)



# 高齢者等の交通手段の確保対策に関する 実態調査結果の公表

～暮らしを支える地域公共交通の確保・充実を目指して～



総務省四国行政評価支局は、管内の徳島行政評価事務所、愛媛行政評価事務所及び高知行政評価事務所と  
合同で、平成26年4月から8月にかけて、四国の過疎・人口分散地域等における高齢者等の交通手段の確保  
対策の実施状況について調査しました。

その結果、コミュニティバス等を運行する市町村等や、その運行を受託した運送事業者等において、①県  
域又は市町村の区域を越えた広域連携の推進、②コミュニティバス等の運行に対する一層の支援、③旅客の  
安全及び利便の確保などが必要となっている実態がみられました。

このため、平成26年8月20日、四国運輸局に対し、必要な改善措置を講ずるよう通知しました。

### 【照会先】

四国行政評価支局	評価監視部	第1評価監視官	末光一成	電話：087-831-9206
		評価監視調査官	山根京子	
徳島行政評価事務所	評価監視官	向山達之		電話：088-654-1531
愛媛行政評価事務所	評価監視官	小椋和雄		電話：089-941-7701
高知行政評価事務所	評価監視官	安藝佳孝		電話：088-824-4100



# 四国における地域公共交通の課題解決に向けて 関係機関の一層の連携の強化が必要！

通知日：平成26年8月20日  
通知先：四国運輸局

## 背景

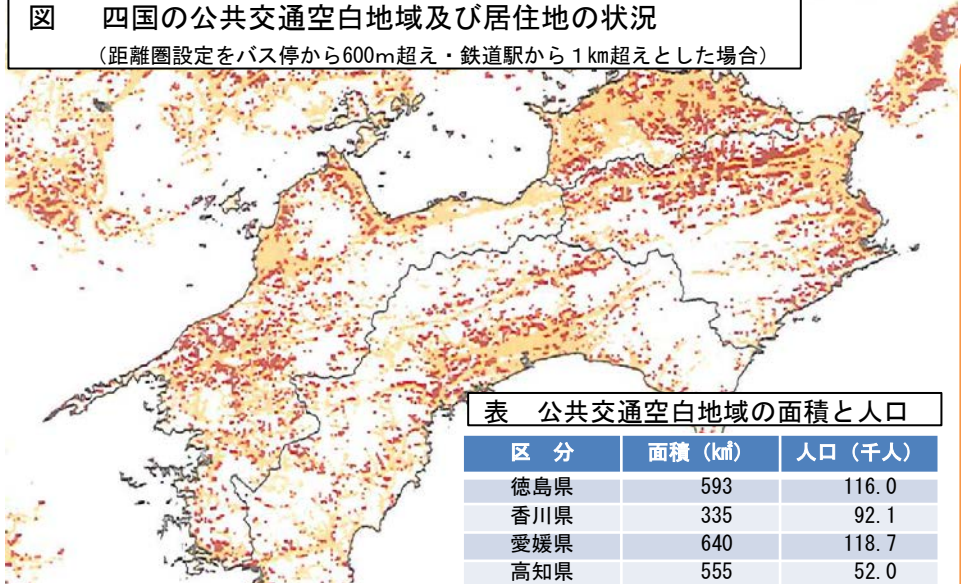
- 過疎化・少子高齢化の進行
- バス路線の廃止
- 移動制約者の運送需要が増大



平成18年に道路運送法が改正。地域の合意が得られた場合、市町村等によるコミュニティバスなど地域の実情に応じた旅客運送が可能に。  
しかし、依然として、公共交通空白地域が多数存在

特に、高齢化・過疎化が進む四国地域では、交通手段の確保が重要な課題

図 四国の公共交通空白地域及び居住地の状況  
(距離圏設定をバス停から600m超え・鉄道駅から1km超えとした場合)



区分	面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (千人)
徳島県	593	116.0
香川県	335	92.1
愛媛県	640	118.7
高知県	555	52.0
四国全体	2,123	378.8
全国	30,122	5,311.0

凡例 ■ 公共交通空白地域 ■ 居住地

(注) 地域公共交通に関する全国的な現況調査業務報告書（平成24年3月国土交通省総合政策局）による。

- 調査した35市町村のうち、公共交通空白地域の存在を認識しているのは27市町村 (77.1%)
- また、27市町村のうち、該当地域を地図上等で特定しているのは11市町村 (40.7%)



## 主な調査結果

- ① 県域を越えた交通ニーズがあり、関係2市町村を結ぶ交通手段の確保のため、広域連携の推進が急務
- ② 市町村の区域を越えた交通ニーズがあり、相互のバス停の乗継利便の向上のため、広域連携の推進が課題
- ③ コミュニティバスの態様や運賃・料金を協議する場や、自家用有償旅客運送の登録審査の際に、一層の支援が必要な例あり。
- ④ 事故・苦情処理の記録を適切に作成又は保存していない例、運行管理及び車両の定期点検整備が適切に行われていない例あり。

## 主な通知事項

- ① 運輸局による広域連携推進方策の助言、支援等
- ② 運輸支局による広域連携推進方策の助言、支援等
- ③ 地域公共交通の取組に対する支援の充実
- ④ 旅客の安全及び利便の向上に係る指導

# 1 県域・市町村域を越える広域連携による地域公共交通の確保及び充実

## 調査結果①

結果報告書 P 29～32

- ・ 愛媛県と高知県の県境トンネル付近で既存のバス路線が分断
- ・ 県域を越えた交通ニーズがあり、両市町を結ぶ交通手段の確保のため、広域連携の推進が急務

愛媛県西条市



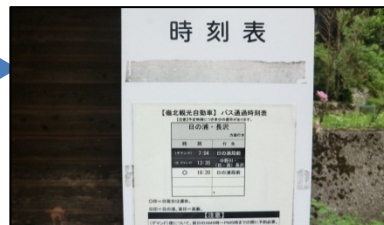
1日1便のみ!

R194 寒風山トンネル  
(全長:5,432m)



バス路線が分断

高知県吾川郡いの町(本川地区)



前日予約のデマンド1便と定期1便

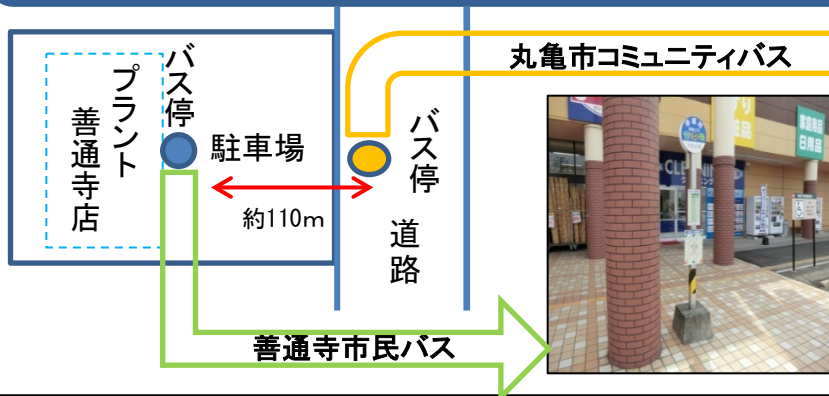
## 通 知

- 広域連携協議の体制整備の助言・支援等
- 推進方策の助言・支援等

## 調査結果②

結果報告書 P 35～38

- ・ 丸亀市コミュニティバスと善通寺市民バスの停留所は複数併設
- ・ 市域を越えた交通ニーズがあり、相互のバス停の乗継利便の向上のため、広域連携の推進が課題



同じ場所に名前  
が違う停留所!?

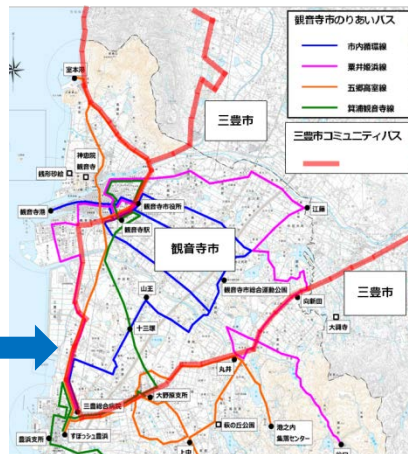


## 2 複数市町村にまたがる広域連携による自家用有償旅客運送の充実

### 調査結果①

- ・ 観音寺市内に乗り入れている三豊市コミュニティバスは、多くの観音寺市民が利用
- ・ 観音寺市「のりあいバス」停留所との併設箇所の乗継利便の向上など、連携推進が課題

結果報告書 P 50～53



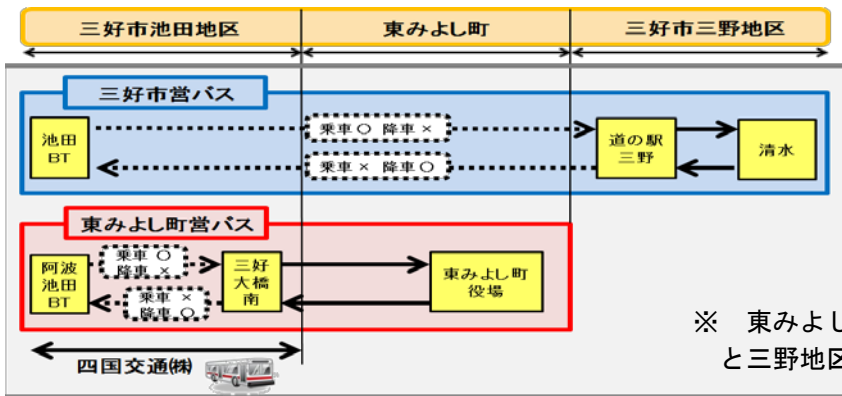
### 三豊市コミュニティバスの観音寺市内への乗り入れ状況

- ・ 乗り入れている4路線の延長は25.8kmで、25停留所を設置(延べ数)
- ・ 4路線の観音寺市内での乗降割合は、乗車が30.2%で、降車が35.4% (H25.9乗降調査結果)

### 調査結果②

結果報告書 P 53～55

- ・ 徳島県三好市の市営バスと東みよし町の町営バスは同じ路線を並走
- ・ 地域公共交通会議を合同開催し、バス停の一部共用化が図られているが、乗降制限があり、その案内を含め、更なる連携推進が課題



※ 東みよし町は、三好市の池田地区（旧池田町）と三野地区（旧三野町）に挟まれている。

### 通知

- 自家用有償旅客運送に係る広域連携協議の体制整備の助言・支援等
- 推進方策の助言・支援等

乗車できないのに、バス停に時刻表が!?



### 3 地域公共交通に対する支援の推進

#### 調査結果

調査した4県及び35市町村の中に、以下のとおり、コミュニティバスや自家用有償旅客運送の運行や運賃・料金を協議する場合や、自家用有償旅客運送の実施に関し、一層の支援が必要な例あり。

- ① 運営協議会の場で登録の更新手続に関する助言がなかったなどのため、有効期間が切れ、無登録状態のまま有償運送が行われていたものあり（1事例）。  
結果報告書P76
- ② 設置・開催されるまでに長期間（7か月）を要している運営協議会あり（1事例）。  
結果報告書P76
- ③ 地域公共交通会議での協議・合意を得ずに自家用有償旅客運送の運賃を改定しているものあり（3市町村）。  
結果報告書P65
- ④ 地域公共交通会議の公開が徹底されていない（16市町村）。  
結果報告書P64
- ⑤ 運営協議会の公開が徹底されていない（7市町村）。  
運営協議会の議事録の作成が徹底されていない（1県、2市町村）。  
運営協議会の議事録の公表が徹底されていない（1県、7市町村）。  
結果報告書P76
- ⑥ 自家用有償旅客運送における使用車両や旅客の範囲を制限している運営協議会について、運輸局の把握漏れあり（3事例）。  
また、見直しの取組に改善の余地あり（1事例）。  
結果報告書P85～86
- ⑦ 島しょ部や山間部において自家用有償旅客運送の開始を検討する動きあり。  
運輸局による情報提供などの支援が望まれたものあり（4事例）。  
結果報告書P94

#### 通知

- 地域の公共交通の現状を踏まえた適切な助言を行う体制の整備（①～⑤関係）
- 自家用有償旅客運送の実施を制限する基準の的確な把握・見直しの推進（⑥関係）
- 自家用有償旅客運送制度に関する情報提供の充実、相談窓口の周知（⑦関係）



## 4 旅客の安全及び利便確保

### 調査結果

事故・苦情処理の記録を適切に作成又は保存していない例、運行管理及び車両の定期点検整備が適切に行われていない例あり。

#### <事故・苦情処理の記録：42市町等を調査>

結果報告書P124

- ① 軽微な事故であること等を理由に挙げ、事故の記録を作成又は保存していないもの  
(1市町・2運送事業者・1NPO)
- ② 軽微な内容であること等を理由に挙げ、苦情処理の記録を作成していないもの  
(4市町・1運送事業者・1NPO)

#### <運行管理及び車両の定期点検整備：25運送事業者等を調査>

結果報告書P124～125

##### (ア) 運行管理

- ① 安全な運転のための確認を行っていないもの (1市町)
- ② 運行管理の責任者でない者が安全な運転のための確認を行っているもの  
(1NPO・1町社会福祉協議会)
- ③ 対面による安全な運転のための確認が行われていないもの等  
(1市町・1運送事業者)

##### (イ) 自動車の定期点検整備

- ① 乗車定員11人以上の自家用有償旅客運送用自動車について3か月の定期点検整備を行っていないもの  
(1市町・1運送事業者・2NPO)
- ② 特殊用途の自動車について6か月の定期点検整備を行っていないもの  
(1町社会福祉協議会)

#### <自家用有償旅客運送自動車に関する表示等：20運送者の20車両を調査>

結果報告書P125

自家用有償旅客運送自動車に「有償運送車両」の文字、登録番号等の必要な表示や、登録証の写しの備え置きが行われていないもの

(9市町)

### 通知

関係市町村・運送事業者等に対し、次のとおり指導に努めること。

- 事故の記録及び苦情処理の記録を適切に作成・保存
- 運行管理及び車両の定期点検整備を適切に実施
- 自家用自動車（車両）への適正な表示や、車両内への登録証の写しの備え置き等を励行



過疎地有償運送